

ガス導管事業者の託送収支の 事後評価について

第50回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2023年11月20日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

資料の構成

1. 2022年度託送収支の事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール
4. 2021年度託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認（会計年度4-3月事業者）
5. 料金値下げ内容が妥当と言い切れないとされた会計年度4-3月事業者の2023年度の期中における実績確認（2022年度事後評価に係るもの）

ガス導管事業者の託送収支の事後評価

- 電力・ガス取引監視等委員会（2023年11月10日開催）にて、料金制度専門会合において、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の2022年度託送収支の事後評価を行うこととされた。

1. 趣旨

2023年11月1日付けにて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、委員会に対して、ガス導管事業者の収支状況の確認について意見聴取があったところ。これを踏まえて、事後評価（ストック管理・フロー管理）に関して事務局にて行った評価を確認いただきたい。

また、追加的な分析・評価として、法令に基づく事後評価の結果、値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認等を行うこととする。

2. 進め方

1) 対象事業者

託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（全147社）

2) 評価内容

- 料金制度専門会合において、主に以下の項目について分析・評価
 - ①法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
 - ②追加的な分析・評価

事後評価の対象事業者について

- 全国ガス導管事業者（220社※1）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（147社）について、2022年度収支状況を評価する。

一般ガス導管事業者（193）		特定ガス導管事業者（28）	
事後評価の対象 （147社）※1	託送供給約款あり（123）	託送供給約款あり（24）	
	託送供給約款なし（70）※2	供給条件の届出あり（1）	
		上記以外（3）	

※1 一般と特定の両方のライセンスを所有している事業者が1社あるため、合計が合わない。

※2 ガスメーター取付数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。

※※ 全てのガス導管事業者は、託送供給義務を負う。

資料の構成

1. 2022年度託送収支の事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール
4. 2021年度託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認（会計年度4-3月事業者）
5. 料金値下げ内容が妥当と言い切れないとされた会計年度4-3月事業者の2023年度の期中における実績確認（2022年度事後評価に係るもの）

本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）

- 本年度の法令に基づく事後評価は、昨年度までと同様、ガス事業法等処分審査基準を踏まえ以下の進め方で実施する。
- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較し、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「一定水準額」を超えている事業者を抽出する。（ストック管理）
- 各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率が、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「－５％」を超えている事業者を抽出する。（フロー管理）
- 上記いずれかに該当する事業者について、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるかを聴取する。また、フロー管理において変更命令の発動基準を超過した事業者から、現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを確認する。
- なお、これらの結果については、次回開催の電力・ガス取引監視等委員会に報告するとともに、それを踏まえて、経済産業大臣及び経済産業局長等からの意見の求めに対する、本委員会の意見を回答する予定。

（参考：2023年11月10日 電力・ガス取引監視等委員会 資料３）

- 各事業者の公表された託送収支について、ストック管理及びフロー管理の確認を行い、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。また、フロー管理において、乖離率が一定の比率を超えた事業者から、現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを精査する。

(参考) 昨年度の事後評価 (法令に基づく事後評価)

- 昨年度の法令に基づく事後評価の結果は以下のとおり。

第25回料金制度専門会合
(2022年11月14日)
資料4より抜粋

法令に基づく事後評価の結果報告について

- 前頁までの結果を踏まえ、料金制度専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。

- 今年度値下げを行った事業者を除き、4社（仙南ガス、ENEOSエルエヌジーサービス、犬山瓦斯、中部電力ミライズ）については、2021年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。これら4社について、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。

※2023年1月1日：犬山瓦斯

2023年4月1日：仙南ガス、中部電力ミライズ

2024年4月1日：ENEOSエルエヌジーサービス

- また、今年度値下げを行った事業者を除き、3社（広島ガス、福山ガス、山口合同ガス）については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる－5%を超過した。一方、これら3社について、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。

(参考) ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

- 2022年度託送収支にて、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合、又は、想定単価と実績単価の乖離率が－5％を超過した場合は、原則として、翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出等が行われない場合には、変更命令が発動される。

<ストック管理方式>

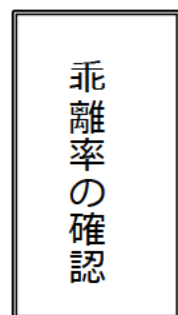


当期超過利潤累積額が、「一定水準」額を超過した場合、経済産業大臣が託送供給約款の**変更命令を発動**(※1)

(※1) n年度の当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した場合は、n+2年度の開始日までに料金の値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。
ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動(n+1年度にも一定水準を超過した場合を除く)。

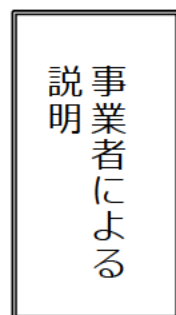
<フロー管理方式>

【STEP 1】



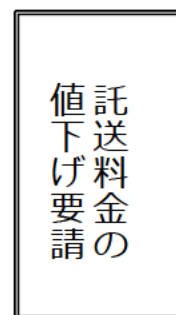
想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはSTEP 2へ

【STEP 2】



現行の託送料金水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP 3へ

【STEP 3】



一定の乖離率(マイナス5%)を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な料金の値下げ届出がなされない場合には、変更命令を発動(※2)

変更命令の
発動

(※2) 原価算定期間(原則3年)等が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。8

ガス導管事業者の超過利潤の状況①（結果概要）

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較した結果は以下の通り。
- 3社（うち1社においては2地区）（仙南ガス、ENEOSエルエヌジーサービス、関西電力（堺地区及び姫路地区））は、超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる「一定水準額」を超過している。
 - 仙南ガス、関西電力（堺地区及び姫路地区）の2社（うち1社においては2地区）については、2023年4月1日に料金値下げを行ったため、変更命令の対象から除外。

超過利潤累積額 （2022年度末）	一般ガス導管事業者（124社）		特定ガス導管事業者（24社）		合計
	事業者数 （3月決算）	事業者数 （3月決算以外）	事業者数 （3月決算）	事業者数 （3月決算以外）	
一定水準額超過	1 ・仙南ガス	0	3 ・ENEOSエルエヌジーサービス ・関西電力（堺地区及び姫路地区）	0	4
一定水準額の2/3～3/3	5	2	0	0	7
一定水準額の1/3～2/3	1	6	4	0	11
0～一定水準額の1/3	7	5	3	0	15
0未満	59	60	18	5	142

※ 各社公表資料（2023年11月17日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ なお、以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

- ・ 複数の地域ごとの託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数の地域をそれぞれ1社とカウントしているため。
- ・ 東金市、習志野市、大津市にあつては議会未承認、伊奈都市ガスにあつては託送収支の公表期日が2023年12月末まで、エネクル、堀川産業にあつては託送収支の公表期日が2024年1月末までとなり、2023年11月17日時点において託送収支が未公表のため。

ガス導管事業者の超過利潤の状況②（料金の値下げ届出の確認）

- 超過利潤累積額が一定水準額を超過した 1 社については、原則、このまま翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長※1の変更命令の対象となりうる。
- 当該事業者については、期日※2までに料金の値下げ届出を実施する予定である旨を確認した。

※ 1 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。（ガス事業法第189条第4項）

※ 2 超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下、本頁において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日までに値下げ届出が行われなければ、原則、変更命令が発動される。

ただし、基準年度の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から 3 年を経過していない場合には、当該 3 年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われれば、変更命令は発動されない。

➤ 2024年4月1日：1社（ENEOSエリエヌジーサービス）

<参考> ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（特定ガス導管事業者関連）

第 2 処分の基準

（ 3 9 ） 法第 7 6 条第 4 項の託送供給約款の変更命令

法第 7 6 条第 4 項の託送供給約款の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

①～④ （略）

⑤ 同項第 5 号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、次に掲げる基準の観点から判断するものとする。

イ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公共の利益の増進に支障がないものとする。

（ i ） 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第 7 6 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この（ 3 9 ）において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。

（ ii ） 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下この（ ii ）において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から 3 年を経過していない場合には、当該 3 年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たってはガス事業託送供給収支計算規則様式第 1 に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

ガス導管事業者の乖離率の状況①（結果概要）

- 各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率の結果は以下の通り。
- 7社（由利本荘市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、館林瓦斯、福山ガス、山口合同ガス、筑後ガス圧送）において、乖離率が、変更命令の発動基準となる「－5％」を超過している。

乖離率（2022年度末）	一般ガス導管事業者（124社）		特定ガス導管事業者（24社）		合計
	事業者数 （3月決算）	事業者数 （3月決算以外）	事業者数 （3月決算）	事業者数 （3月決算以外）	
－5％を超過	3 ・由利本荘市 ・東海ガス（下仁田地区） ・魚沼市	3 ・館林瓦斯 ・福山ガス ・山口合同ガス	1 ・筑後ガス圧送	0	7
－5％ ～ －2.5％	2	4	1	0	7
－2.5％ ～ 0％	9	6	0	0	15
0％より大きい	38	31	10	1	80

※ 各社公表資料（2023年11月17日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ なお、以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

- ・複数の地域ごとの託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数の地域をそれぞれ1社とカウントしているため。
- ・現行託送料金の原価算定期間が終了していない事業者にあつては、乖離率計算書が作成されないため。
- ・承認特定ガス導管事業者にあつては、フロー管理が行われず、評価の対象外となるため。
- ・東金市、習志野市、大津市にあつては議会未承認、伊奈都市ガスにあつては託送収支の公表期日が2023年12月末まで、エネクル、堀川産業にあつては託送収支の公表期日が2024年1月末までとなり、2023年11月17日時点において託送収支が未公表のため。

ガス導管事業者の乖離率の状況②-1（料金の値下げ届出等の確認）

- 乖離率が－５％を超過した７社については、このまま翌事業年度の開始の日※１までに料金の値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長※２の変更命令の対象となりうる。
- 他方で、事業者から現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされた場合には、料金の値下げ届出を行わなくてよいこととされている。
- これを踏まえ、乖離率が－５％を超過した事業者から、期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるか、又は、合理的な説明をするかの確認をしたところ、その結果は次頁のとおり。

※１ 原価算定期間終了後に公表された乖離率計算書において、乖離率が－５％を超過している場合、当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われなければ、原則変更命令が発動される。

➢ 2024年1月1日：３社（館林ガス、福山ガス、山口合同ガス）

➢ 2024年4月1日：４社（由利本荘市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、筑後ガス圧送）

※２ 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。（ガス事業法第189条第4項）

＜参考＞ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（一般ガス導管事業者関連）

第二 処分の基準

（２３）法第５０条第１項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第５０条第１項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① （略）

② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス５パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

（略）

ガス導管事業者の乖離率の状況②-2（料金の値下げ届出等の確認）

- 以下の表のとおり、6社において期日までに料金の値下げ届出を実施する予定、1社において合理的な説明を実施するとの回答であった。
- 前者については、今後、料金の値下げ届出の内容を確認することとし、後者については、その説明が合理的かどうかの確認を行った（次頁以降）。
- なお、今回合理的かどうかの確認を行う福山ガスについては、一昨年度及び昨年度の事後評価においても乖離率が－5%を超過し、説明が合理的であることを確認して、値下げを行わないこととしていたものである。

期日までに料金の値下げ届出を実施予定 （一般ガス導管事業者5社・特定ガス導管事業者1社）		合理的な説明を実施 （一般ガス導管事業者1社）	
事業者名	乖離率	事業者名	乖離率
由利本荘市	-6.55%	福山ガス	-36.64%
東海ガス（下仁田地区）	-35.64%		
魚沼市	-15.59%		
館林瓦斯	-6.85%		
山口合同ガス	-8.17%		
筑後ガス圧送	-14.23%		

ガス導管事業者の乖離率の状況③（福山ガス：概要）

- 福山ガスの会社概要及び乖離率計算書は以下のとおり。

【会社概要】

一導／特導	会計年度	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
一導	1-12	1910/4	広島県 福山市	25,875万円	86人	広島県 福山市	47,723個	無

※会社HP、2022年度ガス事業便覧及び資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

【乖離率計算書】

項目	値	
想定原価（千円）（①）	6,281,998	
想定需要量（千m ³ ）（②）	158,055	
想定単価（円／m ³ ） （③＝①／②）	39.74	+2.63%
実績費用（千円）（④）	6,447,489	
実績需要量（千m ³ ）（⑤）	256,048	+62.0%
実績単価（円／m ³ ） （⑥＝④／⑤）	25.18	
乖離率（％） （⑥／③－1）×100	-36.64	

ガス導管事業者の乖離率の状況③（福山ガス：合理的な理由の有無の確認）

- 福山ガスからの現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性についての説明及び事務局の確認結果は以下のとおり。

【福山ガスの説明】

- 乖離率超過の要因は、2018年から2024年にかけて特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増が発生したことである。
- 特定の大口需要家A社への一時的な著しい需要増の発生を受けて、他の需要家の託送料金への一時的な値下げ及びその後の値上げを回避するため、当該特定の大口需要家A社への供給については、託送供給約款以外の供給条件の認可を受け、他の需要家より安価な託送料金を設定した。
- そのため、現行の託送供給約款料金の妥当性を確認するには、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた上で乖離率を算定することが適当である。
- 仮に、当該特定の大口需要家A社の増量分を除いた場合の乖離率を算定すると、-0.18%となり、現行の託送供給約款料金の水準維持が妥当と考える。
- なお当初、福山ガスは、大口需要家A社が2018年～2023年にA社の供給設備を改修工事し使用できなくなるため、その間のガス不足を補うことを目的にA社への都市ガス供給量を大幅に増大させる計画としていた。大口需要家A社は一部の設備を竣工させているが、他の設備の改修工事は継続中であり、2023年中には工事は完了しない見通し。このため、2024年は、A社への増量供給は継続する予定となっている。

【乖離原因の詳細】

(単位：千m³)

	2020	2021	2022
想定需要量※1	52,647	52,673	52,735
実績需要量	86,068	95,464	74,516
うちA社の需要増※2	+34,487	+39,874	+19,473

※1 想定需要量は、2017～2019の想定需要量を元に記載

※2 A社の需要増は2017年の実績需要量を基準とした

【A社の増量分を除いた場合の乖離率】

項目	値
想定原価（千円） ①	6,281,998
想定需要量（千m ³ ） ②	158,055
想定単価（円／m ³ ） ③＝①／②	39.74
実績費用（千円） ④	6,436,112
実績需要量（千m ³ ） ⑤	162,214
実績単価（円／m ³ ） ⑥＝④／⑤	39.67
乖離率（％） ⑥／③－1）×100	-0.18

- 福山ガスからの説明は今回の事後評価においては合理的であると評価し、料金値下げを行わなくて良いこととしてはどうか。その上で、今後の需要量について継続的に確認していくこととしたい。

法令に基づく事後評価の結果報告について

- 前頁までの結果を踏まえ、料金制度専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。

- 今年度値下げを行った事業者を除き、1社（ENEOSエルエヌジーサービス）については、2022年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。この1社について、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行う。

※2024年4月1日：ENEOSエルエヌジーサービス

- 7社（由利本荘市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、館林瓦斯、福山ガス、山口合同ガス、筑後ガス圧送）については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる－5%を超過した。一方、このうち1社（福山ガス）について、現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、こちらは変更命令の対象外とする。残りの6社（由利本荘市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、館林瓦斯、山口合同ガス、筑後ガス圧送）について、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行う。

※2024年1月1日：館林瓦斯、山口合同ガス

※2024年4月1日：由利本荘市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、筑後ガス圧送

資料の構成

1. 2022年度託送収支の事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール
4. 2021年度託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認（会計年度4-3月事業者）
5. 料金値下げ内容が妥当と言い切れないとされた会計年度4-3月事業者の2023年度の期中における実績確認（2022年度事後評価に係るもの）

今後のスケジュール（ガス導管事業者の託送収支の事後評価）

- 本日、法令に基づく事後評価についてとりまとめる。
- また、年度内を目途に、ストック管理・フロー管理の結果を受け、料金の値下げ届出が行われた場合における、その届出内容の確認等を行い、今年度の事後評価のとりまとめを行う。

	時期	内容
2023年度中	11/20 【本日】	・法令に基づく事後評価
	12月上旬	・法令に基づく意見回答（電力・ガス取引監視等委員会）
	2月中旬	・料金の値下げ届出内容の確認等、とりまとめ ※2024年1月1日値下げ届出期限（館林ガス、山口合同ガス）
	2月中	・とりまとめ結果報告（電力・ガス取引監視等委員会）

資料の構成

1. 2022年度託送収支の事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール
4. 2021年度託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認
5. 料金値下げ内容が妥当と言い切れないとされた会計年度4-3月事業者の2023年度の期中における実績確認（2022年度事後評価に係るもの）

2021年度託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者

- 2021年度託送収支の事後評価においてストック管理、フロー管理の基準を超過した事業者のうち、料金改定届出を行った事業者4社※の届出の内容等の確認を行ったため、その結果を報告させていただきます。

※ストック管理、フロー管理の基準をを超過した事業者は、期日までに料金改定届出を行わない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長等の変更命令の対象となりうるところ、2022年4月1日が期日とされていた1社（東北天然ガス）、2022年12月1日が期日とされていた1社（サーラエナジー）、2023年4月1日が期日とされていた2社（仙南ガス、中部電力ミライズ）の確認を行った。

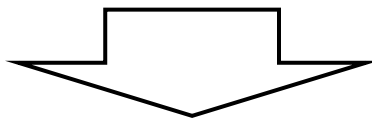
事業者名	一導／特導	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 （需要家数）	新規参入 の有無
サーラエナジー	一導	1909年	愛知県豊橋市	31億6278万9千円	493名	豊橋市、豊川市、 蒲郡市、田原市、 浜松市、湖西市、 磐田市	240,066個	無
仙南ガス	一導	1973年	宮城県名取市	1,000万円	17名	名取市	3,551個	無
中部電力 ミライズ	特導	2020年	愛知県名古屋市	40億円	1153名	－	－	無
東北天然ガス	特導	1993年	仙台市青葉区	3億円	21名	－	－	無

※事業者への聞き取りにより作成。

料金改定届出の妥当性確認における全体像

【確認内容】

- 2023年度に料金改定を行った3社においては、新料金における需要量と費用の想定が、2019～2021年度の実績及び2022年度実績見込みを踏まえた合理的なものとなっているかを確認する。
 - 新料金における想定需要・想定費用が、2019～2021年度の需要量・費用の実績や2022年度の需要量・費用の実績見込みを考慮した数字となっているか
- 2022年度に料金改定を行った1社においては、新料金における需要量と費用の想定が、2018～2020年度の実績及び2021年度実績見込みを踏まえた合理的なものとなっているかを確認する。
 - 新料金における想定需要・想定費用が、2018～2020年度の需要量・費用の実績や2021年度の需要量・費用の実績見込みを考慮した数字となっているか



【対応案】

- 上記の確認の結果、今般の料金改定が妥当とは言い切れない事業者については、「2023年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況を評価し、実績が想定と乖離している場合には、2024年度の事業開始までに合理的な値下げをすること。」を要請する。

4－1．新料金における需要量の確認

- 今般の料金改定を行った3社において、新料金における想定需要量が、2019～2021年度の需要量実績や2022年度の需要量見込みを考慮した数字となっているかを確認した。
- 2022年4月1日に料金改定を行った1社については、2018～2019年度の需要量実績や2021年度の需要量見込みを考慮した数字となっているかを確認した。
- 事業者から聴取した情報をもとに事務局で分析したところ、2019～2021年度実績や2022年度実績見込みを踏まえ新料金の想定需要を見積もっており、各社ともおおむね妥当な想定と考えられる。

事業者名	需要量（千m ³ ）			
	2019～2021年度の 想定3年平均	2019～2021年度の 実績3年平均	2022年度の 実績見込み	2023年度改定時の想定 3年平均
サーラエナジー	338,086※1	357,735	371,611	376,443
仙南ガス	1,668※2	1,732※2	1,725	1,747
中部電力ミライズ	229,564	248,477	239,151	251,000

※1 原価算定期間である2017～2019年度の数値の平均

※2 原価算定期間である2020～2022年度の数値の平均

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

事業者名	需要量（千m ³ ）			
	2018～2020年度の 想定3年平均	2018～2020年度の 実績3年平均	2021年度の 実績見込み	2022年度改定時の想定 3年平均
東北天然ガス	21,230※3	18,518	19,034	19,452

※3 原価算定期間である2019～2021年度の数値の平均

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

4－2．新料金における費用の確認

- 今般の料金改定において、新料金における想定費用が適正に算定されているか確認を行った。
- 今回確認した4社については、いずれも総括原価方式により原価を算定しているため、届出上限値方式を採用する場合と比べて、より精緻に算定されたと考えられる。
- 事業者から聴取した情報をもとに事務局で分析したところ、2022年度の想定、実績及び実績見込みを踏まえ新料金の想定費用を見積もっており、おおむね妥当な想定と考えられる。

事業者名	原価算定方式	費用（千円）			
		2019～ 2021年度の 想定3年平均	2019～ 2021年度の 実績3年平均	2022年度の 実績見込み	2023度改定時の想 定3年平均
サーラエナジー	総括原価	12,563,497※1	12,218,815	12,480,495	12,538,048
仙南ガス	総括原価	73,209※2	74,249※2	74,517	69,389
中部電力ミライズ	総括原価	569,996	414,862	319,897	208,017※3

※1 原価算定期間である2017～2019年度の数値の平均

※2 原価算定期間である2020～2022年度の数値の平均

※3 導管接続先の事業者において2023年4月に託送料金の値下げが行われた影響により、新料金想定費用の3年平均も下がっている

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

事業者名	原価算定方式	費用（千円）			
		2018～ 2020年度の 想定3年平均	2018～ 2020年度の 実績3年平均	2021年度の 実績見込み	2022度改定時の想 定3年平均
東北天然ガス	総括原価	338,880※4	328,737	286,128	251,916

※4 原価算定期間である2019～2021年度の数値の平均

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

今般の料金改定届出内容の確認結果（まとめ）

- 前頁までの確認結果を踏まえ、今回確認を行った4社については、いずれも妥当な想定であると考えられる。

事業者名	2021年度乖離率計算書			新料金	
	想定単価 (円/m ³) (A)	実績単価 (円/m ³) (B)	乖離率 (%) ※1	平均単価 (円/m ³) (C) ※2	料金改定率 (%) ※3
サーラエナジー	37.16	34.16	-8.07	33.31	-10.36
仙南ガス	43.88※4	42.57※4	-3.00※4	39.72	-9.48※4
中部電力ミライズ	2.48※4	1.67※4	-32.66※4	0.83	-66.53※4
東北天然ガス	15.96	15.99	0.19	12.95	-18.86

※1 乖離率 = $(B - A) / A \times 100$

※2 平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量

※3 料金改定率 = $(C - A) / A \times 100$

※4 原価算定期間中の事業者については乖離率計算書を作成しないため、想定単価は前2ページの想定需要量、想定費用を元に事務局で参考値を算出。実績単価は2021年度の実績需要量、実績費用を元に事務局で参考値を算出。

※※ 本表は聴取した情報をもとに事務局で作成。

資料の構成

1. 2022年度託送収支の事後評価について
2. 法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）
3. 今後のスケジュール
4. 2021年度託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認（会計年度4-3月事業者）
5. 料金値下げ内容が妥当と言い切れないとされた事業者の2023年度の期中における実績確認（2022年度事後評価に係るもの）

関西電力（2地区）における値下げ

- 関西電力（堺地区・姫路地区）においては、2020年度、2021年度及び2022年度において、想定単価と実績単価の大きな乖離が確認されていたところ、2022年4月1日に行った料金値下げによって、経済産業局長からの変更命令の対象外となっていた。
- 他方、昨年度行った事後評価においては、2022年4月1日に行った料金値下げによっても、引き続き想定単価と実績単価の大きな乖離が見込まれることが明らかとなり、その後同社においては2023年4月1日にさらに値下げを行う方針が示された。
- 第37回会合（2023年3月3日）において、各地区における値下げ後の料金の妥当性について、今後実施する法令に基づく事後評価の中で確認を行うこととされた。
- 関西電力（堺地区・姫路地区）は、2023年4月1日に実際に値下げ届出を行ったところであるが、現時点で値下げ水準の妥当性を検証する十分なデータが同社から提出されていないため、今次会合ではなく、今後の会合において改めて確認を行うこととしたい。

（参考） 2022年度実績（見込み） 確認結果を踏まえた対応方針案

- 今回、事業者より2023年度の事業開始までに、総括原価方式により自主的に料金値下げを行うとの意向が示された。
- 料金値下げは届出制であり、2023年4月より値下げを行った料金が適用されるが、各地区における値下げ後の料金の妥当性については、今後実施する法令に基づく事後評価の中で確認を行うこととしたい。

事業者名	2022年度期中の値下げ予定	原価算定方式
関西電力（堺地区）	有	総括原価方式
関西電力（姫路地区）	有	総括原価方式

（関係条文） ガス事業法（一般ガス導管事業者関連）

（託送供給約款）

第四十八条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2～13 （略）

（託送供給約款に関する命令及び処分）

第五十条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適當となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、第四十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（同条第二項の変更の認可を受けたとき、又は同条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）又は同条第三項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給約款又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

(関係条文) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (一般ガス導管事業者関連)

第二 処分の基準

(23) 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。

イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第48条第2項において準用する同条第1項又は同条第6項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この(23)において「料金改定」という。）の認可申請又は届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たっては、ガス事業託送供給収支計算規則様式第1に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

（関係条文） ガス事業法（特定ガス導管事業者関連）

（託送供給約款）

第七十六条 特定ガス導管事業者は、その供給地点における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、同項本文の規定による届出をした託送供給約款を変更しようとする場合に準用する。

3 特定ガス導管事業者（第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、同項本文（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、その託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により託送供給を行うときは、この限りでない。

4 経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 特定ガス導管事業者及び第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

5 特定ガス導管事業者は、第一項本文の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給約款を公表しなければならない。

(関係条文) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (特定ガス導管事業者関連)

第二 処分の基準

(39) 法第76条第4項の託送供給約款の変更命令

法第76条第4項の託送供給約款の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

①～④ (略)

⑤ 同項第5号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、次に掲げる基準の観点から判断するものとする。

イ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公共の利益の増進に支障がないものとする。

(i) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第76条第2項において準用する同条第1項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この(39)において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。

(ii) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下この(ii)において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たってはガス事業託送供給収支計算規則様式第1に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

ロ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して特定ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス事業託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と特定ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(関係条文) ガス事業法 (承認特定ガス導管事業者関連)

(承認特定ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の供給条件)

- 第七十七条 前条第一項ただし書の承認を受けた者（以下この条において「承認特定ガス導管事業者」という。）は、その供給地点における託送供給を行おうとするときは、当該託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 承認特定ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件によるのでなければ託送供給を行つてはならない。
- 3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、その届出をした承認特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。
- 一 第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
 - 二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 三 承認特定ガス導管事業者及び第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。
- 4 経済産業大臣は、託送供給に関して、承認特定ガス導管事業者と当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、その託送供給に係るガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該承認特定ガス導管事業者及び当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者に対して、料金その他の供給条件を指示して、託送供給契約を締結すべきことを命ずることができる。
- 5 前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた承認特定ガス導管事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の届出をしたものとみなす。

（関係条文） ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 （承認特定ガス導管事業者関連）

第二 処分の基準

（４０） 法第７７条第３項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令

法第７７条第３項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

①～④ （略）

⑤ 同項第５号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、承認特定ガス導管事業者においては、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公共の利益の増進に支障がないものとする。

イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第７７条第１項の規定に基づき託送供給に係る料金その他の供給条件の変更の届出により料金の改定（以下この（４０）において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から３年を経過していない場合には、当該３年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と承認特定ガス導管事業者との間に同条第１項の規定による届出に係る料金その他の供給条件の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。